

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【会社名】	タキロン株式会社
【英訳名】	Takiron Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兵頭 克盛
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目1番3号（ノースゲートビルディング）
【電話番号】	06-6453-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	業務部長 角野 周作
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番1号（品川インターシティA棟）
【電話番号】	03-6711-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 三宅 貴久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） タキロン株式会社 東京本社 （東京都港区港南二丁目15番1号（品川インターシティA棟）） タキロン株式会社 中部支店 （名古屋市東区葵一丁目19番30号（マザックアートプラザ））

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年1月24日開催の取締役会において、平成29年7月3日を以て、生体内分解吸収性骨接合材料の開発、製造および販売を行うメディカル事業を、簡易新設分割（以下、「本会社分割」という。）の方法により新設する帝人メディカルテクノロジー株式会社（以下、「新設会社」という。）に承継するとともに、平成29年7月3日を以て、帝人株式会社（所在地：大阪市中央区 / 代表取締役社長執行役員：鈴木純、以下、「帝人」という。）に対し、新設会社の株式の86%を譲渡することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりました。

この度、当社は平成29年3月23日開催の取締役会において、平成29年7月3日を新設分割の効力発生日とする新設分割計画を承認決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【訂正内容】

訂正部分は、下線で記したとおりです。

(4) その他の新設分割計画の内容

(訂正前)

新設分割に係る日程

新設会社の株式譲渡に関する契約締結	平成29年1月24日
取締役会による新設分割計画承認決議	<u>平成29年3月下旬（予定）</u>
分割期日（効力発生日）	平成29年7月3日
株式譲渡	平成29年7月3日

その他の新設分割計画の内容

その他の新設分割計画の詳細につきましては、新設分割計画承認取締役会決議の際に決定し開示いたします。

(訂正後)

新設分割に係る日程

新設会社の株式譲渡に関する契約締結	平成29年1月24日
取締役会による新設分割計画承認決議	<u>平成29年3月23日</u>
分割期日（効力発生日）	平成29年7月3日
株式譲渡	平成29年7月3日

その他の新設分割計画の内容

当社が平成29年3月23日開催の取締役会で承認した新設分割計画は、後記のとおりです。

(6) 本会社分割後の新設会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額
および事業の内容

(訂正前)

商号	帝人メディカルテクノロジー株式会社
本店の所在地	大阪市
代表者の氏名	未定
資本金の額	100百万円(予定)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	生体内分解吸収性骨接合材料の開発、製造及び販売

新設会社についての記載内容は、本報告書提出時点における予定です。

(訂正後)

商号	帝人メディカルテクノロジー株式会社
本店の所在地	大阪市北区中之島2丁目3番33号
代表者の氏名	代表取締役 安原 正樹
資本金の額	100百万円(予定)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	生体内分解吸収性骨接合材料の開発、製造及び販売

新設会社についての記載内容は、本報告書提出時点における予定です。

(以下、新設分割計画の内容を添付)

新設分割計画書

タキロン株式会社（以下「当社」という。）は、当社がその生体内分解吸収性骨接合材料の開発、製造及び販売に関する事業並びにこれに付随する事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を新たに設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務の一部を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「帝人メディカルテクノロジー株式会社定款」に記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

1. 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。
取締役 安原 正樹
取締役 小山 敬一郎
取締役 野田 稔
2. 新設会社の設立時代表取締役の氏名は次のとおりとする。
代表取締役 安原 正樹
3. 新設会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
監査役 鷓澤 将道

第4条（新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

新設会社が、その成立の日に、本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

第5条（新設会社が本分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本分割に際し、普通株式18,900株を発行し、当該株式の全てを前条に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 : 金1億円
- (2) 資本準備金の額 : 新設会社が当社より承継を受けるべき資産の総額から、当社より承継を受けるべき負債の総額及び上記(1)の資本金額の額を控除した額。

第7条（新設分割計画承認総会）

当社は、会社法第805条に基づき、本計画につき、株主総会の承認を得ないで本分割を行う。

第8条（分割期日）

会社法第924条第1項第1号へに基づき分割会社が定める日（以下「分割期日」という。）は、平成29年7月3日とし、同日、本分割に係る登記申請の手続を行う。但し、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議により、これを変更することができる。

第9条（競業禁止義務）

当社は、新設会社の成立後5年間、全世界において、自ら又はその関係会社を通じて、対象事業と競合する事業に従事してはならない。

第10条（規定外事項）

本計画に定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。